

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

三重県及び愛知県（以下、「両県」という。）は、昨今の厳しい電力需給の状況と今後の自立分散型のエネルギー需給構造へのシフトを見据え、電力の安定供給に対する地域からの貢献及び木曾岬干拓地の有効利用を図るため、木曾岬干拓地を事業者に貸し付けます。

当該事業者は、メガソーラーの建設、運転、維持管理を行うほか、メガソーラーの整備を契機とした産業振興、環境教育など一層の地域活性化の観点での取組を行います。

今回、このようなメガソーラー事業に取り組む事業者の募集を企画提案コンペ方式により実施します。

2 募集する事業の内容

(1) 事業名

木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業

(2) 事業区域及び貸付面積（別紙1、別紙2、別紙3）

事業区域	三重県桑名市長島町老松地内～桑名郡木曾岬町新輪地内(約636,000 m ²) 愛知県弥富市曙地内(約172,000 m ²)
貸付面積 (事業用地)	<p>約784,987 m² (数量は概数)</p> <p>全体面積の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 約556,535 m² (三重県メガソーラー用地面積) 約62,256 m² (三重県利用制限用地面積) 約51,529 m² (愛知県メガソーラー用地面積) 約114,667 m² (愛知県利用制限用地面積) <p>事業区域において、パネルの設置ができない区域は下記のとおりです。</p> <p>【三重県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号幹線道路面積：約8,580 m² (貸付面積から除外された面積) ・管理用通路面積：約8,629 m² (貸付面積から除外された面積) ・三重県利用制限用地面積 約62,256 m² <p>【愛知県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理用通路面積：約5,804 m² (貸付面積から除外された面積) ・愛知県利用制限用地面積：約114,667 m²

(3) 事業期間

事業期間はメガソーラーの運転開始後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度期間である20年間とします。

(4) メガソーラーの概要

出力規模及び接続送電線については、以下の内容を想定とします。

- ・計画出力規模 約30～35メガワット程度 (約30,000～35,000キロワット程)

度)

- ・接続送電線 木曾川右岸の77kVの特別高圧送電線
【事業地から接続送電線までの距離 約2km】

(5) 土地の貸付料等

- (ア) 両県は、事業区域から1号幹線道路及び管理用通路を除く事業用地を事業者
に貸し付けを行います。(工事期間及び設備撤去期間も含む。)
- (イ) 三重県用地(利用制限用地含む)及び愛知県用地(利用制限用地含む)のす
べての事業用地を借りることを条件とします。
- (ウ) 貸付単価については、メガソーラー用地単価及び利用制限用地単価それぞれ
1年間の1㎡あたりの単価を事業者提案により決定するものとします。
- (エ) 事業者提案に基づき算出された希望貸付料については、両県のそれぞれの面
積に応じて納付することとなります。
- (オ) 事業用地を事業者に貸し付けることにより発生する両県が所在市町に支払う
国有資産等所在市町村交付金法に基づく「国有資産等所在市町村交付金」に相
当する額(固定資産税相当額)については、毎年度、両県に別途納付すること
となります。
- (カ) 事業用地に設置された固定資産(償却資産)については、すべて三重県桑名
市、木曾岬町及び愛知県弥富市の固定資産税の対象となります。

(6) 事業実施上の条件

事業者は、「木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業」に係る企画、資金調達、
施設の設計、施設の建設、管理運営、発電電力の売電のほか、メガソーラー整備を
契機とした産業振興、新エネルギーの普及に向けた環境学習などの一層の地域活性
化の観点での取組等について、事業者提案に基づき実施します。

① 用地条件

- (ア) 事業用地は、現地盤高が概ねT.P.-0.5m程度ですが、現状にて貸し付けるも
のとし、貸付契約締結後に発生した天災その他の事由によって、事業用地が沈
下又は毀損した場合があっても両県は一切の責任を負わないものとします。
- (イ) 両県は、本事業に係る測量や調査を実施しません。
- (ウ) 事業者は、土地貸付契約を締結するまでに必要な測量や調査を実施して、貸
付面積を確定することとします。
- (エ) 事業用地は、市街化調整区域です。
- (オ) 事業用地には、パネル等の設置ができない利用制限用地があります。(別紙
3参照)
- (カ) 1号幹線道路は建築基準法上の道路ではありません。
- (キ) 事業終了後は、当該施設を事業者の負担と責任において撤去するものとしま
す。ただし、契約期間の延長については、あらかじめ協議のうえ、両県の承認
を得ることが必要です。
- (ク) 現地盤面下50cm以上の掘削及び杭打ち等を行わないこととします。なお、
基盤造成のため盛土材としての土が必要な場合はご確認ください。

② 系統接続条件

- (ア) 系統連系に係る一般的な事項に関する質問については、後述の「企画提案コ

ンペに関する質問の受付及び回答」の手順に基づき、質問書（様式2）を提出してください。両県で集約のうえ、電力会社に確認を行います。（ただし、系統連系協議を行わないと判断が困難な質問事項については、回答できない場合があります。）

- (イ) 系統連系協議については、事業候補者決定後、事業候補者が電力会社に直接申し込みを行ってください。
- (ウ) 出力規模については、事業候補者が電力会社との系統連系協議により最終確定させるものとします。
- (エ) 系統連系や電力の買取りについては、両県が保証するものではありません。なお、本提案募集について、電力会社は関与していません。

③工事条件

- (ア) 遅くとも平成25年度中に現地にて事業着手してください。
- (イ) 県等関係者と工程等の調整を行ったうえで、安全管理を徹底し、工事を実施してください。また、地元市町や関係者と必要な調整を行ってください。
- (ウ) 工事搬入路は、新緑風橋を渡河して、わんぱく原っぱ（広場）を通るルートの基本とします。干拓地への進入に際しては、新緑風橋を渡河した所の干拓地入口に門扉（予定）により入退場制限を設け、午前9時から午後5時までは開門し、それ以外は閉門します。また、わんぱく原っぱ（広場）へ進入し、事業区域へ進入する位置にも門扉を設けて管理を行います（維持管理時のみ開閉する）。このため、門扉の管理を行う者（以下、「管理者」という。）から門扉の鍵の貸与を受けてください。
- (エ) 工事搬入路は、事業者の責務により機能を確保してください。
- (オ) 事業区域内に利用できる上下水道及びガスはありません。
- (カ) 工事用水、工事用電源等は事業者において確保することとします。
- (キ) 干拓地内の排水機場には配電線があり、工事用電源（6, 600V）の受電が可能です。
- (ク) 資材等の搬入に際して、わんぱく原っぱ（広場）は一般の利用に供することを前提としているため、監視員を置くなどの安全管理の徹底をお願いします。
- (ケ) 干拓地の排水施設を経由する流末処理は外周の水路へ排水することとなります。
- (コ) 事業用地には、干拓地事業で設置された排水施設及び農業用ため池が残存しています。パネルの設置に支障となる場合、農業用ため池の改変等は可能です。
- (サ) 排水施設については、改変は可能ですが、現状と同等以上の排水機能を保持する計画としてください。
- (シ) 改変等する排水施設及び農業用ため池や伐採した草木の処分は、事業者において適正に処理をしてください。
- (ス) メガソーラーの設置に必要な事業用地内の草木伐採、不陸調整等は全て事業者が実施するものとします。
- (セ) 施工および維持管理において発生した、伐採草木やコンクリート塊等の廃棄物は事業者において適正に処理してください。

④維持管理条件

- (ア) 維持管理は全て事業者の責務により実施するものとします。
- (イ) 維持管理時の干拓地への立入に関しては、管理者へ連絡をしたうえで、門扉

を開閉し、わんぱく原っぱ（広場）を通過のうえ安全管理を徹底して行ってください。

- (ウ) 干拓地内の施設に損傷を与えた場合には、管理者に連絡したうえで、事業者の責において原状回復してください。
- (エ) 事業期間中、事業用地内の草木等の伐採、剪定等の維持管理は事業者が行うものとします。
- (オ) 事業用地の範囲外の両県所有地については、事業者が維持管理に必要な場合は、無償で利用できるものとします。

⑤環境上の条件

- (ア) 事業区域は、「三重県木曾岬干拓地整備事業環境影響評価」を実施しています。（平成18年1月、平成19年1月一部変更）
- (イ) 木曾岬干拓地整備事業環境影響評価書に記載された環境保全措置（評価書P474及びP475）を遵守すること。
- (ウ) 事業区域内では、利用制限用地（パネル等の設置ができない区域）を設けているほか、当該事業計画による環境への負荷は従前の事業計画に比べ同程度以下とする必要があります。
- (エ) 事業の実施にあたり、次の a、b にかかる環境に対する影響について提案を行ってください。（詳細は、別紙8を参照）
 - a 工事中の工事関係車両の走行、重機の稼動に伴う影響
 - ・大気質
 - ・騒音
 - ・振動
 - b 大規模太陽光発電設備供用開始後の影響
 - ・施設利用車両の走行による大気質、騒音
 - ・発電施設（モジュール）の日照反射
 - ・発電施設（逆変換装置）からの騒音
 - ・地形、地質、景観
- (オ) 事業の環境影響は、具体的な事業内容によって異なることから、上記以外の項目についても必要となる項目がある場合は、環境に対する影響について検討を行い提案を行ってください。（任意提案項目）
- (カ) この企画提案コンペで選定された事業候補者は、上記提案内容について対象事業が環境に及ぼす影響の内容及びその程度について従前の事業計画と比較検討したうえで、三重県環境影響評価条例第27条に規定する変更届出に必要な資料を準備することとなります。
- (キ) 様式15以外に、工事及び維持管理に際して、濁水、騒音、振動など周辺地域に対する環境面での配慮に関する提案を行ってください。（詳細は、様式16を参照）

（参考情報）

木曾岬干拓地環境影響評価書本冊は、別紙7を参照のこと。

木曾岬干拓地環境影響評価書要約書は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/asess/04/PDF/kisosaki.pdf>

⑥その他の条件

- (ア) 本事業に必要な関係法令に基づく申請及び諸手続き等は、全て事業者の責務

- で行うものとしします。なお、主な関係法令等窓口一覧は別紙9参照のこと。
- (イ) 事業の計画及び実施に際しては、関係法令を遵守してください。
 - (ウ) 事業実施にあたり、事業計画、関係法令申請状況及び施工状況等を両県に報告するものとしします。
 - (エ) 施設の設計、建設及び運転管理等については、着手前に両県の本事業担当部局と協議の上、着手するものとしします。
 - (オ) 施設の建設工事完了後、工事に必要となった経費を両県に報告するものとしします。
 - (カ) 売電開始後に発電電力量及びその他両県が指定する本事業の実施に伴う状況の報告を両県に行うものとしします。報告の詳細については、別途、両県が指示するものとしします。なお、発電電力量は公表します。
 - (キ) 施設の建設時及び運転開始後に発生した事故や維持管理上の障害等が発生した場合、速やかに報告を両県に行うものとしします。なお、本情報は、事業者と協議のうえ、公表する場合があるものとしします。
 - (ク) 干拓地では、排水機で内水を排除しています。このため、施工中及び完成後の維持管理時において、他のエリアに流出量の負荷が増大しないよう適切に管理を行ってください。
 - (ケ) 三重県会計規則及び愛知県財務規則に定める契約保証金は免除としますが、事業用地上の工作物撤去費相当額を確保できる措置を講じてください。

(関係資料)

- (別紙1) 木曾岬干拓地メガソーラー事業区域
- (別紙2) 木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業用地
- (別紙3) 木曾岬干拓地に係る貸付面積概略図
- (別紙4) 土質調査・柱状図
- (別紙5) 木曾岬干拓地既設主要構造物図
- (別紙6) メガソーラー設置運営事業に係る既設構造物関係
- (別紙7) 木曾岬干拓地整備事業環境影響評価書
- (別紙8) 環境上の条件に関する提案
- (別紙9) 木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る主な関係法令等窓口一覧

3 現地見学

現地の見学を希望する事業者を対象に、次のとおり現地見学を実施します。

見学にあたっての条件は、以下のとおりとしします。

- ・企画提案コンペの参加希望者を対象者としします。
- ・三重県は、現地見学申込書(様式1)を受領後、日時を指定しお知らせします。(指定日及び指定時間以外の見学はできません。)
- ・1事業者60分以内としします。
- ・見学には、自動車でお越しください。なお、参加者は、5人程度としてください。
- ・見学時には、個別の質問は受け付けません。質問がある場合は、後述の方法で質問してください。

(1) 提出期限 平成24年8月8日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 雇用経済部 エネルギー政策課
電子メールアドレス：energy@pref.mie.jp
電話：059-224-2316 FAX：059-224-3024

(3) 提出方法 電子メール
電子メールを送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

(4) 提出資料 現地見学申込書（様式1）

4 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

平成24年8月23日（木）17時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、質問書（様式2）に質問の内容を簡潔にまとめ、電子媒体（ファイル形式はMicrosoft Excel としてください。）にて電子メール（energy@pref.mie.jp）により提出してください。電子メールを送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受けることができませんので、ご承知おきください。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容

(4) 質問に対する回答

頂いた質問に対する回答については、平成24年9月3日（月）17時までに両県ホームページに掲載します。

5 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業選定委員会」において、書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加希望書の提出について

当該事業への参加を希望する者は、事前に参加希望書を提出してください。

なお、提出期限を過ぎてからの申し込みは受付しません。

(ア) 提出期限 平成24年9月6日（木）17時まで（必着）

- (イ) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 雇用経済部 エネルギー政策課
電話：059-224-2316 FAX：059-224-3024
- (ウ) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による送付
- (エ) 受理の確認 郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて提出場所に受理の確認をしてください。
- (オ) 提出資料 企画提案コンペ参加希望書（様式3）1部

(2) 企画提案コンペ参加確認申請書の提出について

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、7項に掲げる参加資格を全て満たしていることを確認したうえで、次のとおり、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（様式4）及び申請書に記載された添付書類と併せて提出してください。

- (ア) 提出期限 平成24年10月1日（月）17時まで（必着）
- (イ) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 雇用経済部 エネルギー政策課
電話：059-224-2316 FAX：059-224-3024
- (ウ) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による送付
- (エ) 受理の確認 郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて提出場所に受理の確認をしてください。
- (オ) 提出資料
- ・企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式4）1部
- (カ) 添付資料
- ・役員一覧表（様式5）2部
 - ・役員一覧表のデータを保存した電子媒体（CD-R又DVD-R）2部
 - ・登記簿謄本又は現在事項証明書の写し【有料】1部
 - ・消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。）の写し【有料】1部
 - ・三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。）の写し【無料】1部
 - ・愛知県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税証明書」（愛知県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。）の写し【有料】1部

(3) 企画提案書の提出について

1企業（複数企業による応募の場合は、代表企業による。）につき1つの提案に限るものとします。

- (ア) 提出期限 平成24年10月1日（月）17時まで（必着）
- (イ) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 雇用経済部 エネルギー政策課
電話：059-224-2316 FAX：059-224-3024
- (ウ) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による送付
- (エ) 受理の確認 郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて提出場所に受理の確認をしてください。
- (オ) 提出資料

- ・企画提案資料（様式6～様式17）正本2部、副本20部
 - ・企画提案資料のデータを保存した電子媒体（CD-R又DVD-R） 2部
 - ・希望貸付料調書（様式18）正本2部
- (カ) 添付資料
- ・直近3ヵ年の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）正本2部、副本20部
 - ・最新決算年度の事業報告書 正本2部、副本20部

6 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

企画提案コンペ（書類審査及びプレゼンテーション）

(2) 評価方法

本事業を実施することとなる事業者を選定するため、木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、提案書の提案内容を審査の上、総合的に評価を行い、最も評価が高かった者を事業候補者に選定します。

なお、最も評価が高い者が2者以上あるときは、その者のうちから選定委員会において、本事業の事業者として適切である事業候補者を1者選定するものとします。

また、応募者が1者であった場合は、選定委員会において本事業の事業候補者として適切であるかを総合的に評価し、事業候補者として選定するものとします。

(3) 審査項目

審査項目	主な審査項目
①事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法、維持管理方法 ・発電システムの安定性 ・発電計画（出力規模） ・工作物撤去費相当額の確保 ・周辺地域への環境配慮 ・土地希望貸付料
②事業遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性 ・設置運営能力（収支、実施体制） ・設置運営の実績
③地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育 ・産業振興 ・地元貢献
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・独自提案

(4) プレゼンテーションの実施

(ア) 開催日時 平成24年10月上旬を予定

(イ) 開催場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁内（予定）

詳細については、10月上旬までに、応募者に連絡します。

(ウ) その他 プレゼンテーションは、提出いただいた企画提案書によるものとします。

7 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 両県からの入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUIT0/seido/shikaku/shikaku6.htm>
また、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止措置を受けている期間中でない者及び同要領に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/kennsetu_youkou/kennsetugyou_youkou2/kennsetu-ryouryou-toppage2.htm#14
また、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-somu/jyouhou/jyouhou.html>
- (5) 両県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けている者でないこと。
また、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 複数の企業等で構成する連合体での参加も可能とする。
ただし、その場合は当該連合体の構成員が単独で参加することはできません。
なお、連合体の構成員は上記(1)～(6)の条件を全て満たすこと。
また、複数の企業等で構成する連合体により参加を行う場合は、あらかじめ1つの企業を代表企業と定め、その代表企業が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこととします。
さらに、連合体の構成員の役割(責任)分担を明確にするとともに、原則として施設の所有及び管理運営等の主体を代表企業に一元化することとします。

8 契約締結

事業候補者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、土地貸付契約のほか、提案事項及び事業実施上の条件に関する基本協定を締結します。

ただし、事業候補者に事故等があり、同協定締結が不可能となった場合は、次点の者を交渉相手とします。

土地貸付契約は、両県と事業者が個別に締結します。

また、基本協定は、両県と事業者が個別に締結します。

なお、三重県では、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年三重県条例第9号）に基づく議会の議決を要しますので、事業候補者決定後、事業候補者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/seido/shikaku/shikaku7.htm>

また、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 両県に報告すること。

エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、事業計画等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、両県と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

両県は、事業者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

また、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とします。

(2) その他特記事項

- (ア) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (イ) 提出いただいた提案資料については、返還しません。
- (ウ) 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）及び愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）の規定に基づき情報公開の対象となります。
- (エ) この案件は、契約書による契約締結が必要です。
- (オ) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）及び三重県公有財産規則（昭和39年11月27日三重県規則第66号）並びに愛知県財務規則（昭和39年3月25日規則第10号）及び愛知県公有財産規則（昭和48年3月30日規則第23号）の規定によるものとします。

12 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 エネルギー政策課 和氣・水谷・松下

TEL : 059 (224) 2316

FAX : 059 (224) 3024

E-mail energy@pref.mie.jp

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 地域振興部 地域政策課 西川・水野

TEL : 052 (954) 6095

FAX : 052 (954) 6906

E-mail chiiki@pref.aichi.lg.jp